

廃棄物処理施設災害復旧事業費補助

230百万円

大臣官房廃棄物・リサイクル対策局廃棄物対策課

1. 事業の目的

災害により被害を受けた廃棄物処理施設の原形復旧並びに応急復旧を地方公共団体等が行うために要する経費の一部を補助するもの。

2. 事業の概要

災害により被災を受けた地方公共団体等が設置する一般廃棄物処理施設、浄化槽（市町村整備推進事業）、産業廃棄物処理施設、広域廃棄物処理施設及びPCB廃棄物処理施設の復旧事業について、要した経費の一部を補助することで円滑な廃棄物処理を図る。

3. 積算

$460 \text{ 百万円} \times 1 / 2 = 230 \text{ 百万円}$

廃棄物処理施設災害復旧事業の概要

1. 事業内容

災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業並びに応急復旧事業。

2. 補助率 1 / 2

3. 補助先 市町村（一部事務組合を含む）、広域臨海環境整備センター、廃棄物処理センター等

4. 補助根拠

- ・ 予算補助

○廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助について

廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱

（通 則）

1. 環境省所管に係る廃棄物処理施設災害復旧費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）によるほか、この交付要綱に定めるところによる。